

《目黒区応急福祉資金貸付のご案内》

令和8年1月

問合せ先 目黒区 健康福祉部 生活福祉課 相談援護係
〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19-15
目黒区総合庁舎 本館2階
電話 03-5722-9855 (直通)

1 応急福祉資金の目的

応急に必要とする資金の調達が困難な区民の方に貸付を行い、区民の方の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

2 貸付理由と貸付限度額

貸付理由・貸付限度額は次表のとおりです。貸付額が20万円を超える場合は保証人が必要です。

	貸付理由	貸付限度額	備考
①	災害等により、住居又は家財に被害を受け、資金を要するとき。	450,000円	
②	本人又は同居の親族(以下「本人等」という。)の疾病又は傷害の治療に資金を要するとき。	450,000円	入院の場合、貸付限度は90万円
③	本人等が交通事故により死亡し、又は傷害を受けたため、生活費に困窮するとき。	450,000円	
④	転居(区内)に資金を要するとき。	450,000円	
⑤	本人等の結婚・出産・就学又は葬祭に資金を要するとき。	450,000円	
⑥	本人等の就職又はやむを得ない旅行に資金を要するとき。	200,000円	
⑦	本人等の一時的離職・休職により、生活費に困窮するとき。	200,000円	就職等が決定後、最初の収入などが入るまでの生活費が対象
⑧	食糧その他日常の生活必需品の購入に資金を要するとき。	200,000円	
⑨	家賃の更新料に資金を要するとき。	200,000円	

3 貸付条件等

貸付条件等は次表のとおりです。

(1) 貸付方法	現金で貸付を行います(審査に、数日かかります。)。
(2) 利子	無利子。ただし、最終償還期限をすぎても、返済がなされない場合は年5パーセントの違約金がかかります。
(3) 償還方法	貸付月の翌月末より、口座振替により償還していただきます。ただし、貸付理由が2-①, ②, ③の場合は、3ヶ月の据置期間を設けることができます。
(4) 償還期間	貸付額が20万円以内の場合は、40ヶ月以内の償還です。 貸付額が20万円を超えて45万円以内の場合は、60ヶ月以内の償還です。 貸付額が45万円を超えて90万円以内の場合は、90ヶ月以内の償還です。

4 貸付を受けることができる資格

貸付を受けるには「目黒区に居住していること」「貸付後も引き続き目黒区に居住すること」「次表の貸付理由により応急に資金を必要とし、他から貸付けを受けることが困難であること」が必要です。また、次表のとおり、○印のついた資格が必要となります。

貸付理由 資 格		A 区内に3月以上居住していること。	B 世帯主であること。	C 自分の属する団体の共済組合等から貸付を受けられないこと。	D 生活保護を受けないこと。	E 世帯の収入が「生活保護基準の2倍」以下であること。	F 償還が確実であること。 ※	G 当貸付を受けていないこと。また、当貸付の保証をしていないこと。
①	災害等により、住居又は家財に被害を受け、資金を要するとき。		○	○			○	○
②	本人等の疾病又は傷害の治療に資金を要するとき。		○	○			○	
③	本人等が交通事故により死亡し、又は傷害を受けたため、生活費に困窮するとき。		○	○			○	
④	転居（区内）に資金を要するとき。	○	○	○		○(母子・父子世帯は不要)	○	○
⑤	本人等の結婚・出産・就学又は葬祭に資金を要するとき。	○	○	○	○(母子・父子世帯は不要)	○(母子・父子世帯は不要)	○	○
⑥	本人等の就職又はやむを得ない旅行に資金を要するとき。	○	○	○	○(母子・父子世帯は不要)	○(母子・父子世帯は不要)	○	○
⑦	本人等の一時的離職・休職により、生活費に困窮するとき。	○	○	○	○(母子・父子世帯は不要)	○(母子・父子世帯は不要)	○	○
⑧	食糧その他日常の生活必需品の購入に資金を要するとき。	○	○	○	○(母子・父子世帯は不要)	○(母子・父子世帯は不要)	○	○
⑨	家賃の更新料に資金を要するとき。	○	○	○	○(母子・父子世帯は不要)	○(母子・父子世帯は不要)	○	○

※「償還が確実である」とはつきの3点をすべて満たす場合です。

ア 住民税の申告があり、住民税の滞納がない。（貸付額が20万円を超える場合）

イ 月額収入が「生活扶助基準×0.85+家賃+ローン等返済額」以上ある。この場合月額収入とは、給与収入の方は直前3ヶ月の平均収入（転職等の方は給与見込額）、自営のかたは、前年所得の1/12です。※貸付額が20万円を超える場合は、給与見込額による収入は、算入できません。

ウ 償還が困難と判断される特別の事情がない。（「自己破産準備中」「過去1年以内の本貸付金の償還金免除」「過去1年以内の自己破産」「暴力団構成員」等の場合は原則として、「特別の事情がある」とされます。）

5 保証人の資格

保証人は、次表の(1)～(4)すべてに該当することが必要となります。

(1)	東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は山梨県に1年以上居住していること。
(2)	世帯主であること。
(3)	住民税の所得割が課税されていること。また、住民税の滞納がないこと。
(4)	この資金の貸付を受けていないこと。また、この資金の保証人となっていないこと。

※ 貸付額が20万円を超える場合は保証人が必要です。

6 貸付申込みに必要な書類等

貸付申込みには、次の(1)～(8)の書類等が必要です。

	貸付理由	書類
(1) 貸付理由が確認できる書類	① 災害等により、住居又は家財に被害を受け、資金を要するとき。	罹災証明等
	② 本人等の疾病又は傷害の治療に資金を要するとき。	診察券、限度額適用認定証（マイナ保険証の場合は不要）等
	③ 本人等が交通事故により死亡し、又は傷害を受けたため、生活費に困窮するとき。	事故証明、復職時期がわかる診断書等
	④ 転居（区内）に資金を要するとき。	転居先がわかる資料等
	⑤ 本人等の結婚・出産・就学又は葬祭に資金を要するとき。	母子健康手帳、合格通知、死亡診断書等
	⑥ 本人等の就職又はやむを得ない旅行に資金を要するとき。	採用証明、婚礼通知等
	⑦ 本人等の一時的離職・休職により、生活費に困窮するとき。	離職証明等
	⑧ 食糧その他日常の生活必需品の購入に資金を要するとき。	必要とする資金の理由が分かるもの
	⑨ 家賃の更新料に資金を要するとき。	更新料請求書等
(2) 資金必要額が分かる書類	費用見積書（社印等の押印のあるもの）、費用請求書（社印等の押印のあるもの）、医療費用見込書等	
(3) 住宅費用・ローン等が確認できる書類	賃貸住宅の場合は、賃貸契約書・家賃領収書等	
	自宅の場合は、固定資産税納税通知書	
	住宅ローン等の返済がある場合は、月々の返済額及び返済状況が分かる書類	
(4) 世帯の収入が分かる書類	給与収入の方は、前3ヶ月分の給与明細書と給与が振り込まれている預金通帳（給与振込でない場合は、社員証又は在職証明）。転職等の場合は、採用証明書と給与見込額が分かる書類。	
	自営の方は、前年分確定申告書の写し	
	年金・手当等をうけている方は、年金・手当等の金額が分かる書類と年金・手当が振り込まれている預金通帳	
※ 世帯全員の分が必要です。		
(5) 貸付申込人等を確認する書類	貸付申込人の本人確認書類	
	貸付申込人が貸付金受領を委任する場合は、委任状、受任者の本人確認書類（受任者は同居親族等に限ります。）	
(6) 貸付申込人が作成する書類	貸付申込書、借用証書（貸付金額が20万円を超える場合は、保証人による保証人欄の記載が必要です。用紙は、「問合せ先」にあります。）	
(7) 貸付金の償還用の書類等	口座振替依頼書（用紙は、「問合せ先」にあります。）、預貯金通帳、金融機関届出印	
(8) 保証人について必要な書類等	住民票抄本（続柄の記載のあるもの）、前年度（　年度）住民税納税証明書（貸付が4月から5月までの場合は前前年度（　年度））。 ※保証人の各書類は、貸付額が20万円を超える場合のみ必要です。	